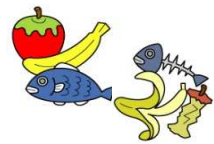


桐生市清掃センターで受け入れできるもの



生ごみ(食品残渣)
飲食店・スーパー・コンビニ小売店から排出されるもの
保管場所で賞味期限切れになった食品など



紙ごみ
事業所から出るOA用紙・チラシ・ダンボールなど

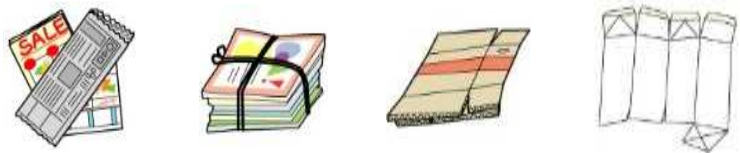


天然繊維(合成繊維を除く)
作業着・タオル・軍手・ロープなど



木くず
木製の小物(金具は除く)
草・落ち葉など
剪定枝・木材(長さ70cm×太さ15cm以内)

★紙ごみのリサイクルをお願いします!★



清掃センターに持ち込まれる燃えるごみの中には、再資源化可能な紙ごみが多く含まれています。
清掃センター内の回収コンテナをご利用いただくか、清掃センターに持ち込む前に再資源化業者への引き渡しをご検討ください。

※市が配布するごみカレンダーとはごみの区分が異なります。

事業活動から出るごみ

桐生市清掃センターで受け入れできない主なもの

事業所から排出されるプラスチック類



PPバンド・緩衝材・発泡スチロール

廃プラスチック類(産業廃棄物)

事業活動から排出される梱包材、緩衝材、塩ビ製品、発泡スチロール、CD類、事務用品、作業着などの衣類(合成繊維)、スーパー・コンビニ・小売店から排出される容器など

建設廃棄物



木材(木くず)・クロス(紙くず)・断熱材(ガラスくず)

建設廃棄物(産業廃棄物)

木くず、紙くず、繊維くず、がれき類、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずなど、建設現場から発生する廃棄物(一般家屋の残置物を除く)

※一般家屋の残置物は建物の**所有者が一般廃棄物収集運搬業者に運搬を委託**する必要があります。

建設・改築・解体などの工事で発生するごみは産業廃棄物です。産業廃棄物処理業者へ処理を依頼してください。産業廃棄物の処理には**マニフェスト**と**委託契約**が必要です。詳しくは、群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課にお問い合わせください。(Tel.027-226-2861)

問い合わせ先:桐生市清掃センター Tel.0277-74-1010